

鳥取県内
中小企業向け

育児休業に関する 労務管理セミナー



令和5年4月に改正育児・介護休業法が施行され、
男性従業員の育児休業取得が全国で進んでいます。
大阪で活躍する社会保険労務士が現行制度について
わかりやすく説明します。

日時
令和5年
11月14日
(火)
13:30~15:00

参加無料
事前申込制

講師
社会保険労務士法人
アシスト代表
社会保険労務士
とうたけ まさゆき
藤武 雅之 氏

講演内容

育児・介護休業法の概要(令和4年4月改正)
育児休業に関する労務管理のポイント
育児休業に関する助成金の活用方法

開催方法

オンライン開催 (Cisco Webex)

申込方法

令和5年**11月8日(水)**までに以下の
いずれかの方法でお申込みください。

- とっとり電子申請システムで申請
(右記二次元バーコードよりお申込みください。)
- メールで以下の内容を送付
①企業・団体名、②氏名、③連絡先電話番号
※お送りいただいたメールアドレスに案内を送ります。



問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
電話：0857-26-7647
電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp
HP：https://www.pref.tottori.lg.jp/312082.htm

参加企業様には**男性育児休業取得促進に
向けた専門家支援制度**をご案内します。

講師
社会保険労務士法人
アシスト
大阪オフィス副代表
社会保険労務士
いとう ともこ
伊藤 朋子 氏

